

# 景観地区ガイド 長町景観地区

名 称	長町景観地区																																			
位 置	金沢市長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目及び片町2丁目の各一部																																			
面 積	約 7.7 ha																																			
建 築 物 の 形 態 意 匠 の 制 限	<table border="1"> <tr> <td>低層建築物の屋根</td> <td colspan="3">           1 地区内の伝統的な街並みと調和する軒の出（原則として30センチメートル以上）のある勾配屋根（原則として10分の3.5から10分の5までの勾配）とする。            2 屋根は、日本瓦葺きとする。ただし、公共空間等から望見できない屋根及び地区内の伝統的な街並みと調和する屋根は、瓦葺き又は金属板葺きとすることができる。         </td> </tr> <tr> <td>中高層建築物の屋根</td> <td colspan="3">勾配屋根とするなど形状について工夫し、地区内の伝統的な街並みと調和する形態意匠とする。</td> </tr> <tr> <td>屋 根</td> <td colspan="3">           屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。            (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合            (2) (1)以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩（禁止色を除く。）とする場合         </td> </tr> <tr> <td>外 壁</td> <td colspan="3">           外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はベージュとする。           <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>5 YR ~ 7.5 YR</td> <td>7.6 YR ~ 2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td></tr> </table>           ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。            (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。            (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はベージュ（禁止色を除く。）とする場合         </td> </tr> <tr> <td>屋外設備等</td> <td colspan="3">           1 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行わない。            2 太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。            3 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。            4 太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁の色彩と調和するものとする。            5 冷暖房設備、給湯設備等（太陽光発電設備等を除く。）の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したものについては、この限りでない。            6 風力発電設備は、屋上には設置しない。         </td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td colspan="3">周辺の街並みや、自然地形と調和のとれた建築物となるよう適切な誘導を進めることにより、金沢らしい個性ある景観形成を実現するため、景観地区を決定する。</td></tr> </table>			低層建築物の屋根	1 地区内の伝統的な街並みと調和する軒の出（原則として30センチメートル以上）のある勾配屋根（原則として10分の3.5から10分の5までの勾配）とする。 2 屋根は、日本瓦葺きとする。ただし、公共空間等から望見できない屋根及び地区内の伝統的な街並みと調和する屋根は、瓦葺き又は金属板葺きとすることができる。			中高層建築物の屋根	勾配屋根とするなど形状について工夫し、地区内の伝統的な街並みと調和する形態意匠とする。			屋 根	屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合 (2) (1)以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩（禁止色を除く。）とする場合			外 壁	外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はベージュとする。 <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>5 YR ~ 7.5 YR</td> <td>7.6 YR ~ 2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td></tr> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はベージュ（禁止色を除く。）とする場合			色相	5 YR ~ 7.5 YR	7.6 YR ~ 2.5 Y	明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下	彩度	2 以上 4 以下		屋外設備等	1 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行わない。 2 太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 3 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 4 太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁の色彩と調和するものとする。 5 冷暖房設備、給湯設備等（太陽光発電設備等を除く。）の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したものについては、この限りでない。 6 風力発電設備は、屋上には設置しない。			理 由	周辺の街並みや、自然地形と調和のとれた建築物となるよう適切な誘導を進めることにより、金沢らしい個性ある景観形成を実現するため、景観地区を決定する。		
低層建築物の屋根	1 地区内の伝統的な街並みと調和する軒の出（原則として30センチメートル以上）のある勾配屋根（原則として10分の3.5から10分の5までの勾配）とする。 2 屋根は、日本瓦葺きとする。ただし、公共空間等から望見できない屋根及び地区内の伝統的な街並みと調和する屋根は、瓦葺き又は金属板葺きとすることができる。																																			
中高層建築物の屋根	勾配屋根とするなど形状について工夫し、地区内の伝統的な街並みと調和する形態意匠とする。																																			
屋 根	屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合 (2) (1)以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩（禁止色を除く。）とする場合																																			
外 壁	外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はベージュとする。 <table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>5 YR ~ 7.5 YR</td> <td>7.6 YR ~ 2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td></tr> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はベージュ（禁止色を除く。）とする場合			色相	5 YR ~ 7.5 YR	7.6 YR ~ 2.5 Y	明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下	彩度	2 以上 4 以下																									
色相	5 YR ~ 7.5 YR	7.6 YR ~ 2.5 Y																																		
明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下																																		
彩度	2 以上 4 以下																																			
屋外設備等	1 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行わない。 2 太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 3 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 4 太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁の色彩と調和するものとする。 5 冷暖房設備、給湯設備等（太陽光発電設備等を除く。）の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したものについては、この限りでない。 6 風力発電設備は、屋上には設置しない。																																			
理 由	周辺の街並みや、自然地形と調和のとれた建築物となるよう適切な誘導を進めることにより、金沢らしい個性ある景観形成を実現するため、景観地区を決定する。																																			

## 特記事項

### (用語の意義)

- 1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 低層建築物 建築物の高さが10メートル以下の建築物をいう。
  - (2) 中高層建築物 建築物の高さが10メートルを超える建築物をいう。
  - (3) 軒の出 外壁面（木造にあっては、外壁又はこれに代わる柱の中心線）から軒の先端までの水平距離をいう。
  - (4) 公共空間等 道路、河川、用水、公園等の公共空間又は公共施設をいう。
  - (5) 太陽光発電設備等 太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備をいう。

### (禁止色)

- 2 屋根及び外壁の禁止色は、次のとおりとする。ただし、着色していない木、石等の自然素材の色彩は、この限りでない。
  - (1) マンセル値による色相及び彩度が次に掲げるもの
    - ア R（赤）系及びYR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
    - イ Y（黄）系の色相で、彩度が4を超えるもの
    - ウ ア及びイ以外の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (2) 蛍光色

### (認定の特例)

- 3 市長は、美しい景観のまちづくりに寄与し、又は支障がないと認められる建築物又はその部分について、形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。この場合において、市長は、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

●長町景観地区は、平成26年7月1日に都市計画決定しました。

●これらの基準とは別に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」に基づく制限があります。  
詳しくは、景観政策課（TEL 076-220-2364）までお問い合わせください。